

I 調査の目的及び調査方法

1 調査目的

市内の勤労者の労働実態を把握し、雇用の安定、労働条件の改善等及び労働行政の基礎資料とするため3年に1度実施する。

2 調査方法等

調査事項	調査票(116ページ)参照
調査基準日	2020年10月1日
調査方法	郵送での調査票の配布及び回収(電子回収含む)
対象事業所	市内事業所から抽出した1,000事業所 (ただし農業、林業、漁業、鉄鋼業、電気・ガス・ 熱供給・水道業を除く)
調査機関	郡山市政策開発部雇用政策課

本報告書の見方

- ・ 回答事業所は501事業所で、回答率は50.1%である。
- ・ 規模については、市内事業所の従業員数による。
- ・ 「－」は、該当なしを表す。
- ・ 回答欄が空白となっているものや、判別不能なものは「無回答」としてカウントし、構成比率も付した。
- ・ 百分率は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。また、複数回答をしてもよい設問では、百分率の合計が100%を超える場合がある。

産業別回答事業所数一覧

産 業	送付事業所(社)	回答事業所(社)	回答率(%)	構成比(%)
建 設 業	116	77	66.4%	15.4%
製 造 業	91	45	49.5%	9.0%
情 報 通 信 業	22	7	31.8%	1.4%
運輸・郵便業	63	30	47.6%	6.0%
金融・保険業	51	14	27.5%	2.8%
不 動 産 業	52	10	19.2%	2.0%
宿泊・飲食サービス業	154	49	31.8%	9.8%
卸売・小売業	214	88	41.1%	17.5%
医療・福祉	118	85	72.0%	17.0%
その他(サービス業等)	119	96	80.7%	19.1%
計	1,000	501	50.1%	100.0%

用 語 の 説 明

用 語	意 義
従業員	事業所で働く者の中から役員を除いた者
臨時	数日から数か月単位の短期間雇用を前提とした者
パートタイマー	1週間の所定労働時間が通常の従業員より短い者
人材派遣者等	人材派遣会社から派遣されている者及びその他の従業員
事務系	経理、管理、会計等の事務に従事している者
技術系	化学工業技術者、土木建設技術者、教育、医療保険等に従事する者及び特殊技術を有している者
生産・現業系	製造加工、組立修理工、運転手、営業、販売店員、販売外交員、保険外交員、その他の作業員等
所定内賃金	労働協約・就業規則や事業所の給与規則などにより、あらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与で、所定外賃金を除いたもの (基本給、年齢給、その他諸手当(交通費、扶養手当)等を合計した額)
所定外賃金	所定労働時間を超えた場合に支給される給与 (残業手当、休日出勤手当、宿直手当等を合計した額)
所定労働時間	就業規則等で定められている始業時から終業時までの時間から休憩時間を引いたもの
所定外労働時間	早出、残業、休日出勤等の労働時間
総合平均	業種と規模に分類しない全体的な平均